

蒲 監 第 5 8 号  
令和 5 年 8 月 3 0 日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員	小 林 憲 三
同	尾 崎 隆 久
同	松 本 昌 成

蒲郡市職員措置請求に係る監査について（通知）

令和 5 年 8 月 1 8 日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

（省略）

2 請求のあった日

令和 5 年 8 月 1 8 日

### 3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

#### (1) 請求の要旨

蒲郡市（以下「市」という。）は2022年9月5日、西浦地区学校複合施設実設計業務委託の「支出負担行為決議書」を決裁し、有限会社ナスカと西浦小中学校施設の全面建て替えの設計案について、148,500,000円の契約を結んだ。そして2022年10月31日に15,400,000円、2023年3月31日に41,067,862円の支出命令書の決裁を行った。

これは、公共施設の維持管理、更新について施設の長寿命化を図ることにより、資源、費用の節減の可能性が高いという、各種の情報を持ちながら、その情報を活かす努力を怠り、不当にも不要な支出を行い、市に損害を与えた。

#### (2) 措置請求の内容

市長に対し、有限会社ナスカに支払った56,467,862円について市に弁済することを勧告することを求める。

### 4 通知文（主文）

本件請求を却下する。

令和5年8月18日付で受付した「蒲郡市職員措置請求書」については、慎重に審議した結果、次の理由により、法第242条に規定する住民監査請求要件を欠くことから、却下することが相当であると決定したので、その旨を通知する。

#### （理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、学校施設を長寿命化改修することによって、概ね

4割の経費削減されることから、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反し、かつ市長が公共施設の維持管理、更新について施設の長寿命化を図ることにより、資源、費用の節減の可能性が高いという、各種の情報を持ちながら、その情報を活かす努力を怠り、西浦地区学校複合施設の建築の意思決定をしたため、この建築に関連する公金の支出をしないように求めていると解することができます。

住民監査請求においては、対象とする財務会計行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であると解すべきである。(最高裁平成2年6月5日判決(平成元年(行ツ)第68号)と判示されています。

請求人が主張する経費削減の根拠は、文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引き」を引用しているものの、特定認識できる具体的な内容と認めることはできません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。